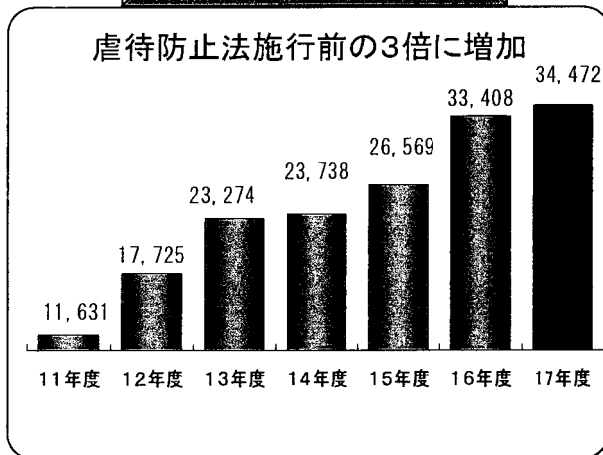


3 社会的養護に関する背景・現状

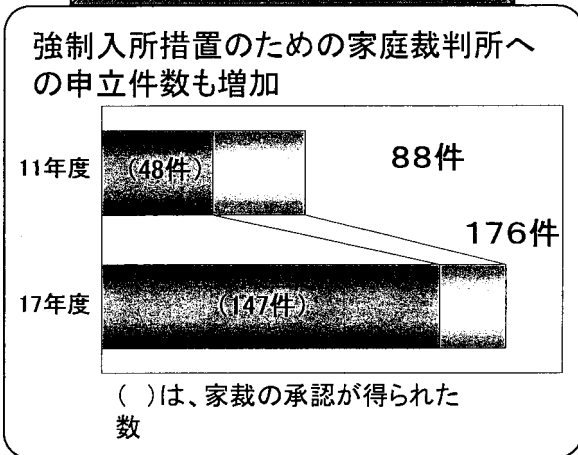
1. 虐待の増加とこれに対する対応

児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもに対する社会的養護が大きな課題となっている。

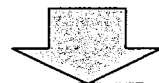
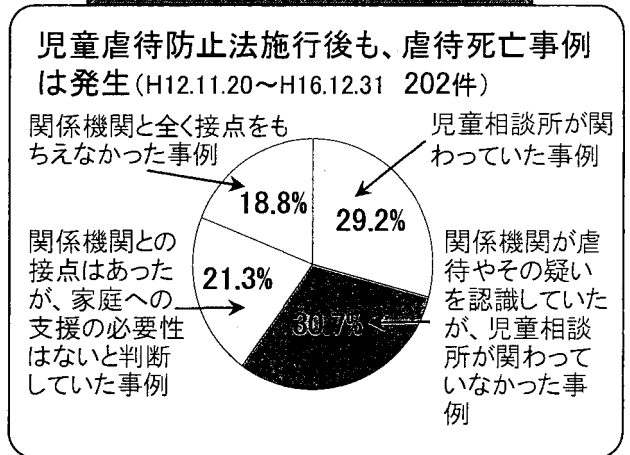
虐待相談対応件数



強制入所措置申立件数



死亡事例の発生



最近の死亡事例、前回（平成16年）の改正法の施行状況を踏まえて、下記の対策を推進

- (1) 児童相談所や市町村の体制整備
- (2) 最近の死亡事例等を踏まえた児童相談所運営指針等の見直し
- (3) 児童虐待防止法の見直し

児童虐待防止法改正案の概要

- 平成16年改正法附則に基づき、超党派で改正案が取りまとめられ、本年4月国会に提出。同月衆議院で可決されており、現在参議院で審議中。

1 児童の安全確認等のための立入調査等の強化

- 児童相談所等の安全確認措置の義務化
- 解錠等を伴う立入調査を可能とする新制度の創設
- 立入調査を拒否した者に対する罰金額の引上げ(30万円→50万円以下)

2 保護者に対する面会・通信等の制限の強化

- 児童相談所長等による保護者に対する面会・通信制限の対象の拡大
 - ※ 裁判所の承認を得た上での強制的な施設入所措置以外に、一時保護及び保護者の同意による施設入所の間も制限可能に
- 都道府県知事による保護者に対する接近禁止命令制度の創設(命令違反には罰則)
 - ※ 裁判所の承認を得て強制的な施設入所措置を行った場合で特に必要があるとき、都道府県知事は、保護者に対し、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかひの禁止命令をできる制度を創設。

3 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

- ※ 保護者が指導に従わない場合、一時保護、施設入所措置等の措置を講ずることを明確化

4 その他

- 国及び地方公共団体による重大な児童虐待事例の分析責務の規定
- 地方公共団体による要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化など

児童虐待防止対策の強化について

	法改正による対応	法改正以外による対応（○：予算等 ●：運用見直し）
発生予防		<ul style="list-style-type: none"> ○ 生後4か月までの全戸訪問事業（「こんにちは赤ちゃん事業」）の創設 ○ 地域子育て支援拠点の拡充
早期発見 ・ 早期対応	<p>[安全確認等の強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待通報を受けた際の児童相談所等の安全確認の義務化 ・ 市町村等が立入調査・一時保護の実施が適当と判断した場合の児童相談所長等への通知を制度化 ・ 安全確認に関する保護者に対する出頭要求の制度化 ・ 立入調査を拒否、かつ、重ねての出頭要求に応じない場合の開錠等を伴う立入調査の創設 ・ 立入調査拒否の罰金額引き上げ（30万円以下→50万円以下） ・ 国及び地方公共団体が重大な虐待事例の分析を行うことを義務化 <p>[市町村の機能強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）設置の努力義務化 <p>[情報共有の徹底]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体間で児童虐待に関連する必要な情報を利用提供できる旨を明確化 	<p>[通告受理、安全確認等の基本ルールの徹底]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 虐待情報は全て通告として受理・記録し、緊急受理会議を開催する旨を徹底 ● 48時間以内に直接目視での安全確認を実施するようルール化 ● きょうだい事例はハイリスクケースとして、積極的対応を講じる旨を明確化 ● 児童相談所が担当する在宅虐待事例は全て定期的に状況を会議で検討 <p>[児童相談所の体制整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉司の充実（人口170万人規模で25人→28人） ○ 一時保護所の充実（一時保護施設等緊急整備計画） <p>[市町村の機能強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県が児童相談所OB等を地域協議会へ派遣・配置 ○ 地域協議会の機能強化等のための地方財政措置の充実 <p>[情報共有の徹底]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童相談所による地域協議会への必要な情報提供の義務化 ● 地域協議会において、全ての虐待事例の進行管理台帳を作成し、状況等を定期的に確認する仕組みを導入
保護・支援	<p>[面会通信制限等の強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者への面会通信制限を一時保護等にも拡大 ・ 強制入所措置を行った場合の保護者に対する児童への接近禁止命令（罰則付き）の創設 <p>[保護者が指導に従わない場合の措置の明確化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者指導に係る勧告に従わない場合において、一時保護、施設入所措置、親権喪失宣告の請求等を行うことを明確化 <p>[児童相談所長による親権の行使]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所長が、未成年後見人が選任される等までの間、親権を行使できる制度を創設 	<p>[施設退所後の支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設を退所する児童の就職、住居の賃借の際の施設長による身元保証制度を創設

→ 施設に入所する子どもにおいても、虐待を受けた子どもの割合が高い。

【虐待を受けた子どもの入所割合】

- 乳児院 → 27.5% (H16)
- 児童養護施設 → 62.1% (H16)
- 情緒障害児短期治療施設 → 69.8% (H16)
- 児童自立支援施設 → 59.7% (H12)
- 児童相談所一時保護 → 32.8% (H15)

[資料:各団体における各施設の被虐待児童入所状況調査]

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案

附 則 (検討)

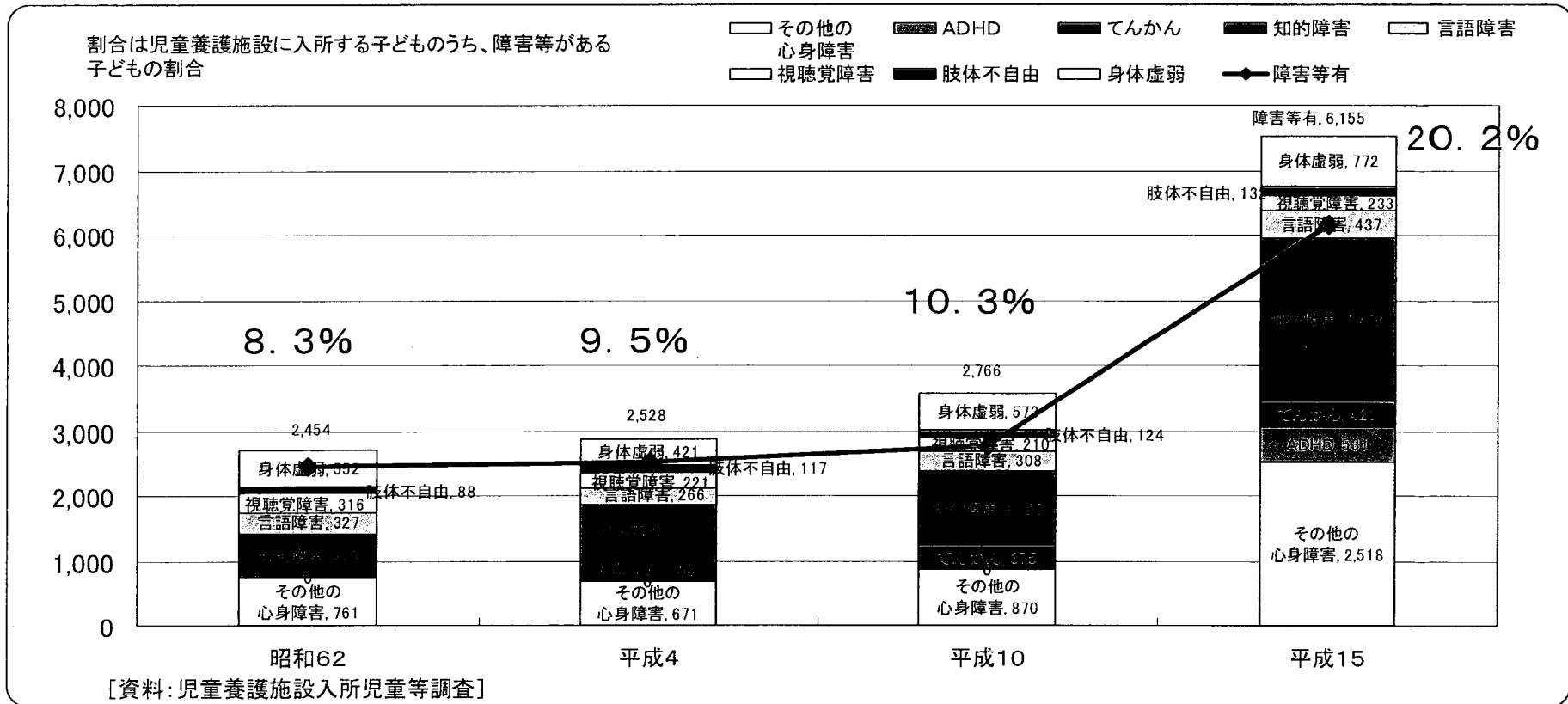
第二条 (略)

2 政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に係る方策、児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2. 社会的養護を必要とする子どもの背景の多様化

→ 児童養護施設において障害等がある子どもの割合が増加している。

児童養護施設における障害等の割合

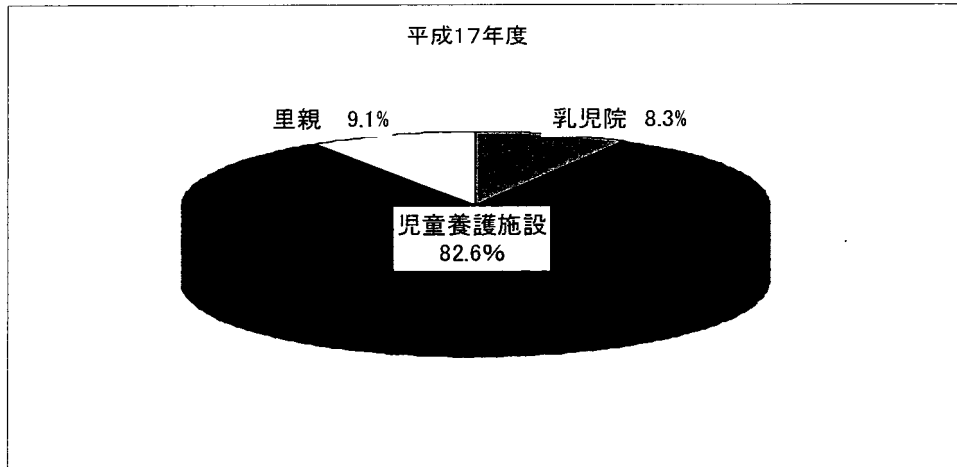


※ 発達障害については、「知的障害」のほか、「その他の心身障害」に分類されている可能性がある。
(ADHDは平成15年より分類。)

3. 施設中心の養護体制

→ 里親に委託される子どもの割合が低い。

要保護児童の措置先のうち里親、児童養護施設、乳児院の割合

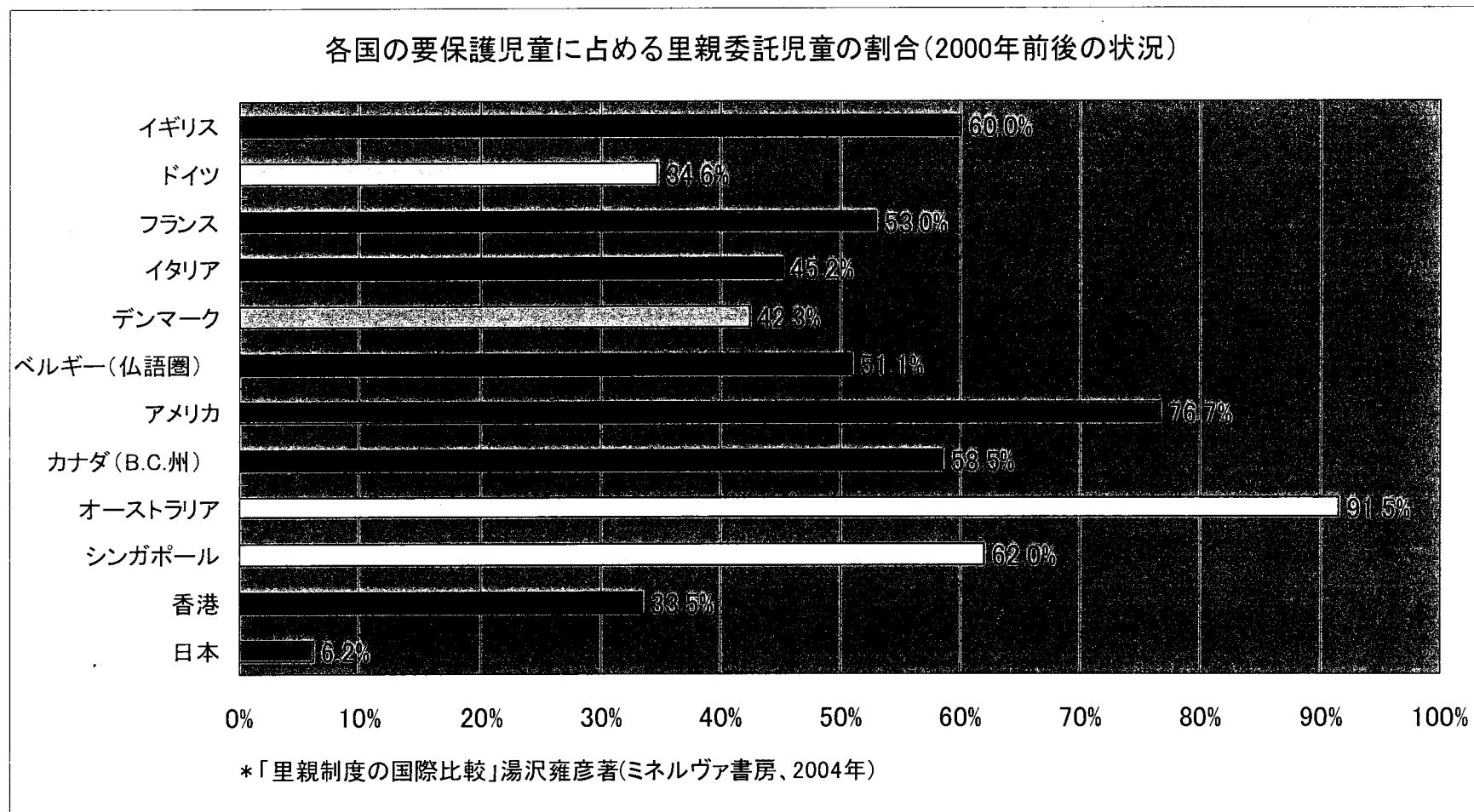


(資料)福祉行政報告例(各年度末現在数)

児童養護施設及び乳児院については、平成13年度までは、各年度3月1日現在で、平成14～17年度は、各年度3月31日現在の数。

年度	乳児院		児童養護施設		里親		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成12年度	2,968	8.5	29,925	85.4	2,157	6.2	35,050	100.0
平成13年度	3,152	8.8	30,456	85.0	2,211	6.2	35,819	100.0
平成14年度	2,689	7.9	28,988	84.8	2,517	7.4	34,194	100.0
平成15年度	2,746	7.9	29,144	84.0	2,811	8.1	34,701	100.0
平成16年度	2,942	8.2	29,828	83.3	3,022	8.4	35,792	100.0
平成17年度	3,008	8.3	29,850	82.6	3,293	9.1	36,151	100.0

→ 諸外国と比較しても、日本の里親委託率は低い。



※ 里親の概念は諸外国によって範囲が異なる。(例えば、親族が子どもを預かる場合や短期間子どもを預かる場合、小規模なグループ形態で子どもを養育する場合を里親に含むか否かが国により異なる等)

→ 児童養護施設の多くが大舎制(大規模集団処遇)を採っている。

大舎・中舎・小舎の比較

	児童養護施設		児童自立支援施設		情緒障害児短期治療施設	
大舎	393	70.6%	5	8.6%	27	100.0%
中舎	94	16.9%	17	29.3%	0	0.0%
小舎	120	21.5%	44	75.9%	0	0.0%

(資料)

- ・ 児童養護施設: 全国児童養護施設協議会調べ(平成17年4月1日現在 557施設、複数回答あり)
大舎: 1舎20人以上、中舎: 1舎13~19人、小舎: 1舎12人以下
- ・ 児童自立支援施設: 全国児童自立支援施設協議会調べ(平成16年度 58施設)
大舎: 1舎26人以上、中舎: 1舎16~25人、小舎: 1舎15人以下
- ・ 情緒障害児短期治療施設: 全国情緒障害児短期治療施設協議会調べ(平成17年10月1日現在)

4. 退所後の状況

→ 児童養護施設を退所した子どものうち、6割強が家庭へ復帰している。

児童養護施設の退所理由別児童数(過去1年間の退所者数の退所理由)

区分		就職	家庭 復帰	他施設 転所	公営 住宅	入院	死亡	その 他	合計
H 1 2	退所者数	1,622	4,448	722	3	10	10	439	7,254
	(構成割合)	22.4%	61.3%	10.0%	0.0%	0.1%	0.1%	6.1%	100.0%
H 1 5	退所者数	1,151	3,765	697	1	11	11	296	5,932
	(構成割合)	19.4%	63.5%	11.7%	0.0%	0.2%	0.2%	5.0%	100.0%

資料:社会福祉施設等調査報告(各年度10月1日現在)

→ 大学等への進学率がなおい。

○児童養護施設入所者の高等学校等卒業後の進路状況

[資料:家庭福祉課調べ]

区分	高等学校等 卒業生	大学等へ進学	進学していない	
			就職した	その他
平成16年度	1231人	235人	861人	135人
	100.0%	19.1%	69.9%	11.0%

注1)「高等学校等卒業生」とは、平成16年度に高等学校等を卒業した児童をいう。

注2)「大学等へ進学」とは、翌年度4月1日現在、大学等へ進学した児童数。

注3)「進学していない」とは、翌年度4月1日現在、大学等へ進学していない児童数。

注4)「大学等」とは、大学、短期大学、高等専門学校4年、学校教育法に基づく専修学校(第82条の2)及び各種学校(第83条)、職業能力開発促進法第16条に基づく公共職業訓練施設をいう。

注5)「その他」には、進学・就職ともにしていない児童及び状況不明も含む。

<参考>

全国の高卒者の大学等進学率 66.3%

(平成17年5月1日現在。平成17年度学校基本調査)

※ 大学等には、専修学校も含む。

○高等学校等卒業後の児童養護施設入所児童の進路に関する調査(児童養護施設のうち約60%が回答)による高卒後児童の離職状況等

平成16年度に卒業した高卒児童(840人)のうち、就職した児童 (全国の高卒後就職児童の割合)	631人	(75.1%) (17.4%)
高卒後就職した児童(75.1%)のうち、平成17年度中転職した者 (全国の高卒離職率(平成17年度中離職))	198人	(31.4%) (24.9%)

[資料:児童養護施設入所児童の進路に関する調査]

5. 入所児童の権利擁護の状況

→ 第三者評価等の仕組みの導入がまだ進んでおらず、施設内虐待も相次いでいる。

1. 苦情解決のための取組状況

	施設数	あり	苦情受付窓口 を設置	苦情解決責任者 を設置	共同で第三委員 を設置	単独で第三者 委員を設置
乳児院	117	113	108	108	61	38
		96.6%	92.3%	92.3%	52.1%	32.5%
児童養護施設	556	546	526	527	193	311
		98.2%	94.6%	94.8%	34.7%	55.9%
情緒障害児短期治療施設	25	24	23	24	13	13
		96.0%	92.0%	96.0%	52.0%	52.0%
児童自立支援施設	58	55	50	49	7	42
		94.8%	86.2%	84.5%	12.1%	72.4%

2. 「児童の権利ノート」の活用等(児童養護施設の状況)

	施設数	割合
行政で作成したものを配布	337	70.1%
施設独自で作成したものを配布	82	17.0%
なし	70	14.6%
無回答	7	1.5%
合計	481	100.0%

資料:全養協調べ(平成16年度の状況)

資料:社会福祉施設等調査報告(平成16年10月1日現在)

3. 第三者評価事業の受審(児童養護施設の状況)

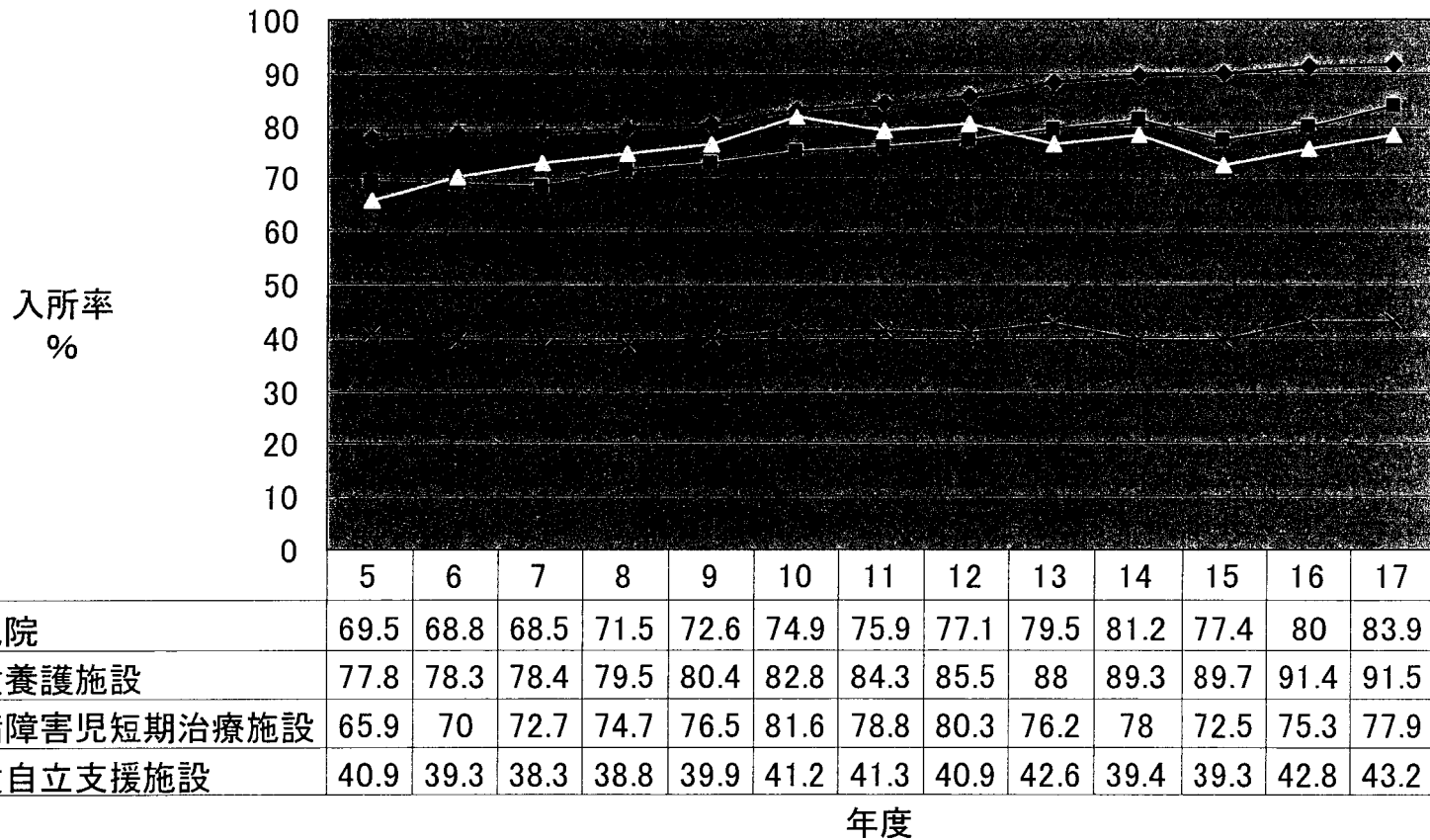
	施設数	割合
あり	88	18.3%
なし	384	79.8%
無回答	9	1.9%
合計	481	100.0%

資料:全養協調べ(平成16年度の状況)

6. 社会的養護体制の整備状況と自治体間格差

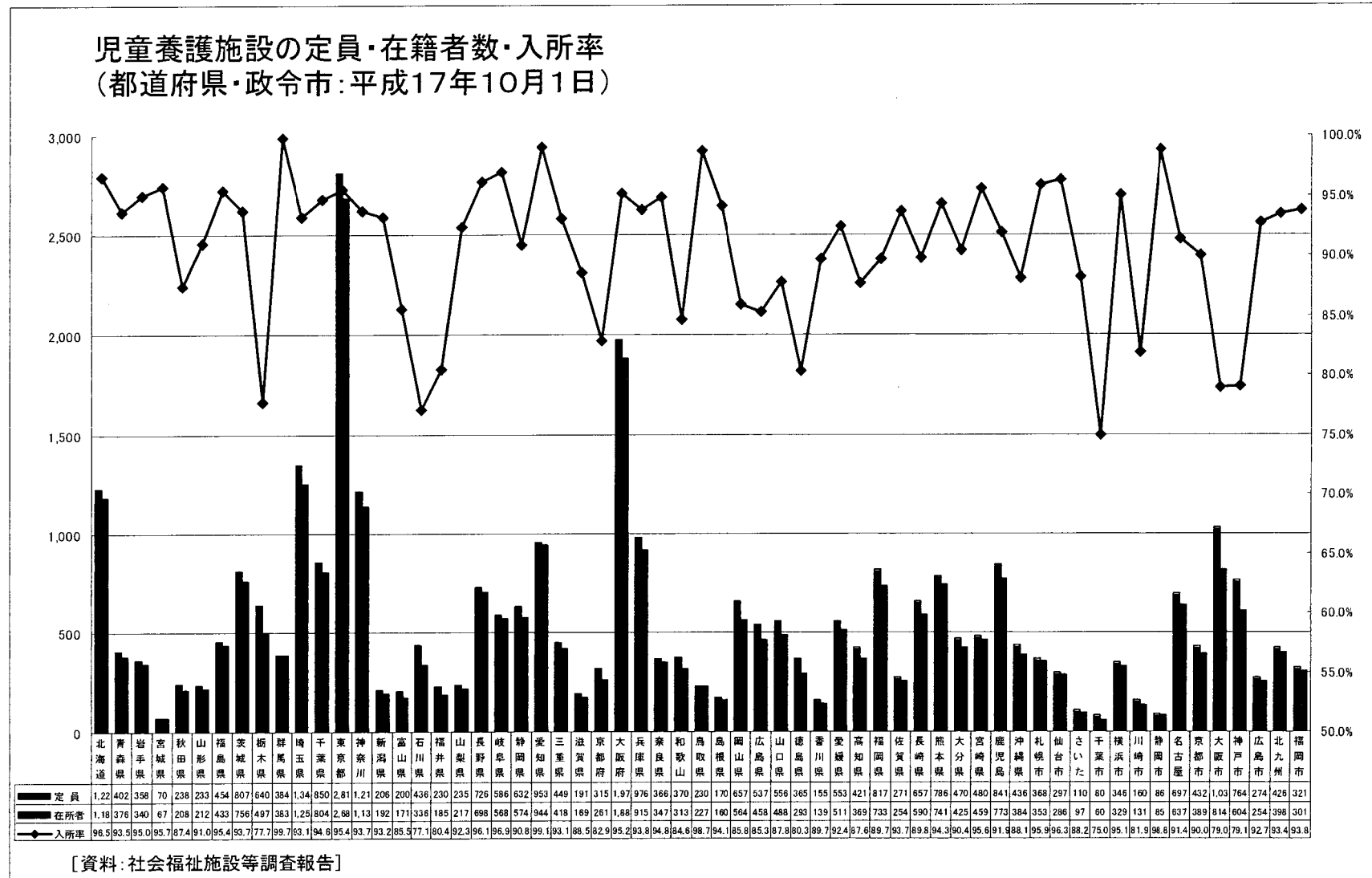
→ 施設の入所率は増加する傾向にある。

入所率の推移



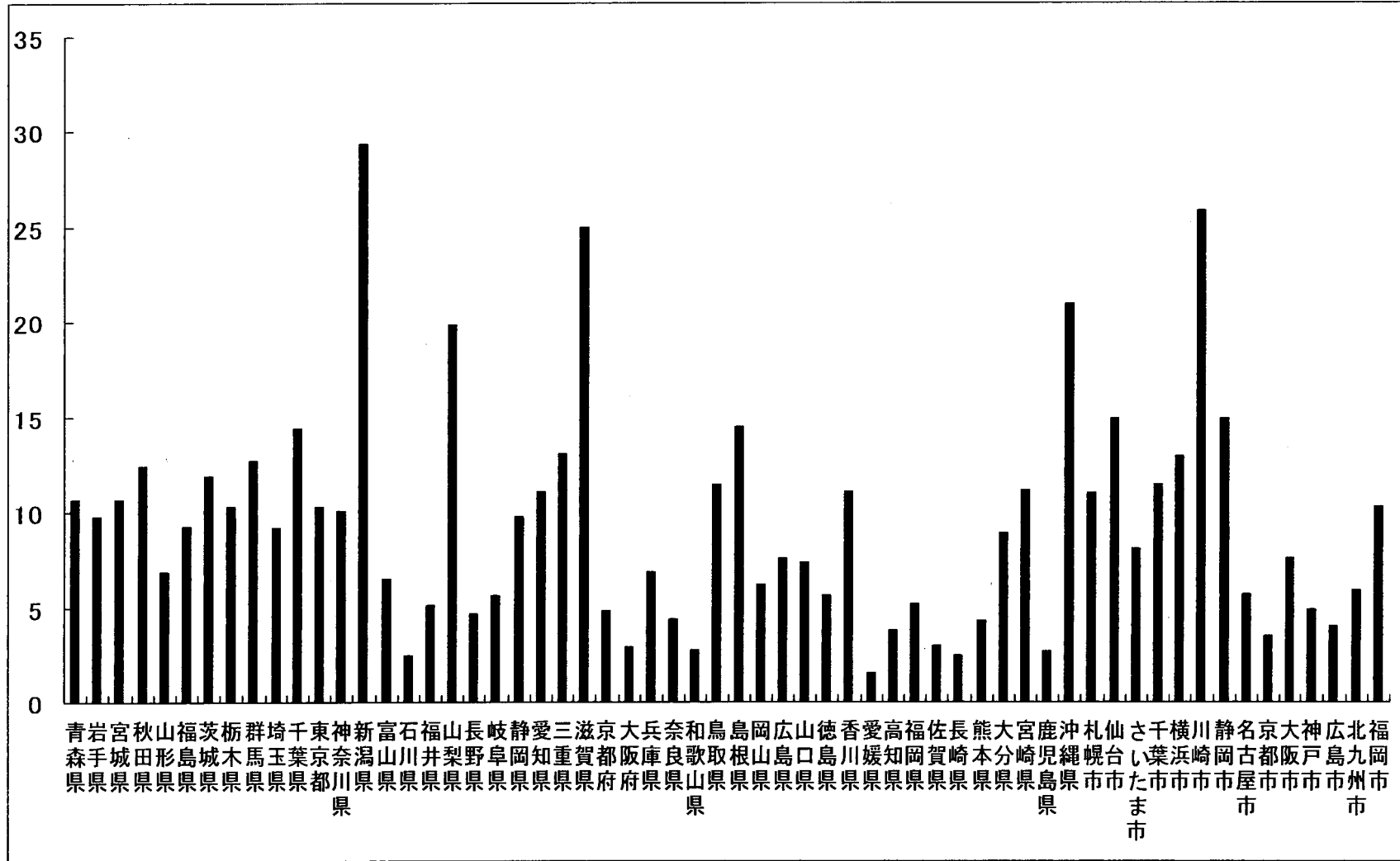
■ 乳児院 ◆ 児童養護施設 ▲ 情緒障害児短期治療施設 ✕ 児童自立支援施設

→ 社会的養護に関する提供体制の状況は自治体によって差がある。



都道府県・政令市別里親委託率

里親委託率(%) ※里親、乳児院、児童養護施設のうち、里親に委託される子どもの割合



資料:福祉行政報告例[平成18年3月31日現在]

児童人口1万人当たりの施設入所率及び里親委託率(都道府県・指定都市別)

